

東京医療保健大学の事務職員の職能開発（SD）の実施方針及び実施計画

実施方針

建学の理念及び教育目的を踏まえ、事務職員一人ひとりが事務遂行専門能力、例えば戦略的な企画能力やマネジメント能力、大学問題・課題に関する基礎的な知識・理解能力、コミュニケーション能力等を身に付けるため、以下の内容のSDを実施していくものとする。

○教育の質の向上・確保に関すること。

入試改革（広報戦略を含め）、カリキュラム改革、FD・点検評価・外部評価。

○教務事務マネジメントに関すること。

教学的マネジメントを主管する機関等が実施するセミナー等への派遣。

○大学を取り巻く諸課題に関すること。

政府機関等の答申・提言により求められる直近の教育問題や課題等について、本学が取り組むべき方向性を理事長及び学長等から示す。また、外部講師による講演会を開催。

○学生支援に関すること。

課外活動、サークル、医愛祭など学生の主体的な活動を支援。

○大学業務全般の知見の取得に関すること。

各部署の業務を理解し全体観に立って業務を遂行。

SD実施計画

1. 実施方針に基づき、年2回（9月及び3月の各1日）、全事務職員を一堂に集め、事務職員研修会を実施する。この研修会では、理事長・副理事・各部長等及び本学教員等を講師に招いて説明を行うとともに、外部講師による大学に求められる直近の課題等について意見交換等を行い、職員一人一人が本学の課題等を自らの課題等として捉え、業務に反映することとする。
2. 事務職員の職能開発に関しては、事務局に設置している部長会において事務職員研修会の実施等SDの実施内容等について検討し企画・立案を行う。
3. 事務職員は職能開発に資するため、私立大学連盟等外部機関が実施する研修会・セミナー等に積極的に参加させることとする。

施行

この実施方針及び実施計画は、平成30年7月11日から施行する